

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針

平成十九年十一月三十日公表

我が国においては、生産・流通段階において消費者の過度な鮮度志向等の要因により大量に食品が廃棄されるとともに、消費段階においては大量の食べ残しが発生している。このようにして生じた食品廃棄物等は、肥料や飼料等に再生利用することが可能であるにもかかわらず、利用されずに大量に廃棄されている。一方で、最終処分場の残余容量のひっ迫等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している。このような状況の中で、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ることを目的として、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号。以下「法」という。）が制定され、これに基づき食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針が定められたところである。

法の施行から五年が経過し、その施行状況を見てみると、重量ベースで見た我が国食品産業全体の食品循環資源の再生利用等の実施率は、平成十三年度の三十七パーセントから平成十七年度の五十二パーセントへと着実に向上し、一定の成果が認められるものの、一部の業種から発生する食品廃棄物等については、依然として十分に再生利用等がなされず、大量に、かつ、単純に焼却処理されている。

一方、地域住民の生活環境に対する意識の高まり等を背景として、廃棄物の最終処分場の確保は一層困難となっており、最終処分量の削減の重要性がますます高まっている。

また、近年の経済社会情勢を見ると、エネルギー源の多様化や地球温暖化の防止の観点からのバイオマスのエネルギー利用等や、飼料自給率の向上、環境保全型農業、地域内で生産された農産物を地域内で消費する地産地消の取組、食に関する感謝の念と理解の醸成等を図る食育等が推進される中で、食品循環資源を有効利用していくことの重要性が高まっている。

この基本方針は、このような認識の下に、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号）が公布されたことを踏まえ、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

1 基本理念

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るためには、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階において、食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組んだ上で、次いで食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の減量を推進し、もって環境への負荷の少ない循環を基調とする循環型社会を構築していくことが必要である。

このため、個別の食品廃棄物等に着眼して、その再生利用等を促進するために、食品産業の特

性、特定肥飼料等の利用の実態等を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講ずる必要がある。

2 制度的基盤の充実強化

我が国食品産業全体の食品循環資源の再生利用等の実施率については着実な向上が認められるが、個々の食品関連事業者の取組で見た場合、食品循環資源の再生利用等の実施率（以下「実施率」という。）が平成十八年度の目標である二十パーセントを超えている食品関連事業者数の割合は、平成十七年度において全体の約二割弱と非常に低い水準であり、必ずしも取組が進展してきたとはいえない状況である。

この背景には、食品廃棄物等が大量に発生する食品製造業のうち、ごく一部の事業者が全体の実施率の向上に大きく寄与する一方、食品関連事業者の相当数を占める食品小売業や外食産業といった食品流通のいわゆる「川下」に位置する事業者の取組が進展していないことがある。

こうした状況を踏まえ、平成十九年度における法の改正においては、食品関連事業者、特に食品小売業や外食産業に対する指導監督の強化と取組の円滑化措置が講じられたところである。

具体的には、第一に、食品廃棄物等を多量に発生させる事業者として、前年度の発生量が百トン以上の食品関連事業者に食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に關し定期の報告を義務付けることとされた。

第二に、フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者であって、当該フランチャイ

ズチェーン事業に係る約款に加盟者の食品廃棄物等の処理に関する定めがある事業者については、加盟者の食品廃棄物等の発生量を含めて定期の報告を求め、一体として勧告等の対象とするにととされた。

第三に、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等の食品関連事業者による利用の確保を通じて、食品産業と農林水産業の一層の連携が図られる場合には、食品循環資源の収集又は運搬について一般廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）の許可を不要とすることとされた。

第四に、食品循環資源の有効な利用方法の一つとして、再生利用が困難な食品循環資源について一定の効率以上の熱回収が選択できるととされた。

こうした措置の実施を通じて、今後食品循環資源の再生利用等の一層の促進を図るものとする。

3 関係者の取組の方向

食品循環資源の再生利用等の推進に当たっては、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

イ 食品関連事業者の取組の方向

食品関連事業者は、その事業活動に伴い食品廃棄物等を排出する者として、食品循環資源の再生利用等の推進に当たっての主導的な役割を担う責務があり、二に掲げる業種別の目標を達

成するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号。以下「判断基準省令」という。）に従って、食品廃棄物等の分別、適正な管理等を行いつつ、計画的に食品循環資源の再生利用等に取り組みものとする。

また、食品関連事業者は、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等を利用することにより、農林漁業者等との安定的な取引関係を確立し、地産地消や地域における資源循環の環の構築に努めるものとする。

ロ 再生利用事業者及び農林漁業者等の取組の方向

食品関連事業者から委託を受け、又は食品循環資源を譲渡され再生利用事業を実施する者（以下「再生利用事業者」という。）は、食品関連事業者と特定肥飼料等の利用者とを結ぶ立場にある。このため、再生利用事業者は、食品循環資源の品質及び安全性の確保に関し必要な情報を食品関連事業者に伝えるよう努めるとともに、利用者のニーズに適合する品質及び量の特定肥飼料等の製造を行うものとする。その際には、再生利用事業の実施に伴い生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。

特定肥飼料等の利用者である農林漁業者等は、飼料自給率の向上、環境保全型農業の推進、地球温暖化の防止等に寄与する観点から、特定肥飼料等の一層の利用に努めるものとする。

ハ 消費者の取組の方向

一般家庭から排出される食品廃棄物等の量は食品廃棄物等全体の約半分と大きな割合を占めている。このため、消費者は、自らの食生活に起因する環境への負荷に対する理解を深め、食品を消費する各段階において食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等についての積極的な取組への理解を深め、その取組への協力に努めるものとする。

具体的には、まず、食品の購入に際しては、賞味期限と消費期限の違いを正しく理解するとともに、量り売りの利用等により買い過ぎを防ぎ、消費しきれない食品の廃棄をできるだけ避けるものとする。

また、飲食店等での食事に際しては、無理なく食べられるメニューを注文すること等により、食べ残しの削減に努めるとともに、商品の選択に当たっては、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等の購入及びこれを用いたメニューの注文等を通じ、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の取組を促進するよう努めるものとする。

加えて、家庭においては、調理方法や献立の工夫等による食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品を廃棄する際には、生ごみの水切り等により食品廃棄物等の減量に努めるものとする。

二 食品関連事業者以外の事業者の取組の方向

食品関連事業者以外の事業者であつて、社員食堂等を通じて自ら食品廃棄物等を発生させる者、百貨店業を営む者及びビルの所有者等のテナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理する商業施設の設置者も、食品関連事業者の取組に準じて、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるものとする。

ホ 国の取組の方向

国は、食品関連事業者に対する指導、勧告等の法に基づく措置を適確に実施するとともに、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な情報提供、普及啓発、研究開発及び資金の確保に努めるものとする。また、国と地方公共団体との連携及び地方公共団体間の連携の確保を図るとともに、地方公共団体に対し、地域における食品循環資源の再生利用等を促進する上での取組の考え方等の参考となる事項等を示すものとする。

ヘ 地方公共団体の取組の方向

地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、地域における食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携を図ること等により、食品循環資源の再生利用等を促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向

食品循環資源の再生利用等を行うに当たっては、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）第三条から第七条までに定める基本原則にのっとり、まず、食品廃棄物等の発生ができるだけ抑制されなければならない。次に、発生した食品循環資源については、製品の原材料としての再生利用を進め、再生利用が困難な場合であつて、一定の効率以上でエネルギーを利用できるときに限り熱回収を行い、そのエネルギーの有効な利用を図るものとする。さらに、再生利用及び熱回収ができない食品廃棄物等については、減量を行い、廃棄処分される食品廃棄物等の量を減少させるとともに、その後の廃棄処分の実施を容易にするものとする。

各手法の実施に当たつての基本的方向は次のとおりである。

イ 発生の抑制

第一に、食品循環資源の再生利用等を行うに当たっては、食品廃棄物等の発生の抑制を最優先することが重要であるが、食品廃棄物等の年間発生量は、平成十三年度と比べ増加してきており、取組が十分に進んでいない状況にある。散在する事業所から少量ずつ排出されることにより、食品廃棄物等について再生利用、熱回収又は減量を行うことは技術的・経済的・エネルギー的に制約が多いことから、発生の抑制が有効かつ重要である。

このような状況を踏まえ、食品関連事業者においては、判断基準省令に従つた取組を行うことはもとより、業種の特性や取引・販売の実態にかんがみ、以下のような取組を行うことが求

められる。

まず、食品製造業にあつては、更なる不良品の発生率の低下に努めるとともに、売れ残りの製品の返品を前提として食品小売業者等に対し製品を過剰に納入する等の販売促進活動が将来の食品の廃棄の増加につながるよう特に留意するものとする。

また、品質上の問題はなく、単に外箱が毀損したなどの外形的な要因により返品された製品については、通常の販売経路の外での需要の有無についても検討し、廃棄処分せずに、これを有効に利用できる施設等へ提供する等、可能な限り食品としての利用を図るものとする。さらに、賞味期限内又は消費期限内の売れ残り製品や未使用の原材料、食品製造工程において発生した副産物等を、他の製品として販売し、又は他の製品の原材料として再利用することは、食品廃棄物等の発生の抑制と食品に係る資源の有効な利用を図る上で効果的な取組である。このため、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）や農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）等の関係法令を遵守しつつ、こうした取組を推進するものとする。

なお、製造・加工段階での食品廃棄物等の発生を抑制するため、原材料を海外で製造されたカット野菜や調理済み食材等に切り換えることは、食品廃棄物等の発生場所を単に海外に移転しただけに過ぎず、国際的視点からは、食品廃棄物等の発生の抑制や食品に係る資源の有効な

利用につながるものではない点に留意する必要がある。

次に、食品卸売業及び食品小売業にあつては、食品の廃棄につながりかねない製品の過剰な仕入れ、売れ残り製品や本来の賞味期限より早期の時点に設定された販売期限を経過した製品の食品製造業者等への安易な返品を抑制するとともに、食品小売業においては、購入者の持ち帰りの時間や鮮度、見映え等を考慮して消費期限の数時間前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、きめ細かな配送や消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないような販売方法を工夫するものとする。

さらに、外食産業にあつては、消費者の食べ残しが食品廃棄物等の発生量の相当部分を占めていることから、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組むものとする。

すべての食品関連事業者、とりわけ消費者と直接接する機会の多い食品小売業及び外食産業は、このような自らの取組を適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努めるものとする。

ロ 再生利用

第二に、食品循環資源については、特定肥飼料等の需給の動向等を踏まえ、可能な限り再生利用を進める必要がある。

食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用を行うに当たっては、判断基準省令に従った取組を行うことはもとより、自らが発生させる食品廃棄物等の量、組成及び特定肥飼料等の原料としての需要等を十分に把握し、これらを踏まえた適切な再生利用の手法を選択する必要がある。

その際、飼料化は、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）を最も有効に活用できる手段であり、飼料自給率の向上にも寄与するため、優先的に選択することが重要である。特に、受け皿である畜産農家が多く存在する地域にあつては、家畜排せつ物由来のたい肥との競合を避ける観点からも、飼料化を推進することが望まれる。

肥料化については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）第四条の認定を受けた農業者（エコファーマー）の増加や農業環境規範の普及により、今後の需要の増加が見込まれるところであるが、地域や市場における有機質肥料の需給状況や農業者の品質ニーズ等を十分に踏まえつつ、利用先の確保を前提とした上で実行していく必要がある。

炭化の過程を経て燃料及び還元剤を製造することについては、化石燃料の代替品としての需要が主と見込まれるため、地球温暖化対策の観点から、取組を促進することが重要である。

油脂及び油脂製品化については、多くが飼料添加用油脂や脂肪酸原料として有効活用が図ら

れてきているが、近年、廃食用油をバイオ燃料として有効活用する取組が進展を見せているところである。また、エタノール化にあっても、バイオ燃料として有効活用する取組が進んでいくところである。これらの取組は、化石燃料の使用量の削減とそれに伴う二酸化炭素の排出量の削減につながり、地球温暖化の防止に寄与することから、処理残さの適正な処理に配慮した上で、今後促進していく必要がある。

メタン化については、その利用が二酸化炭素の増加を招かないことから地球温暖化の防止に寄与するものである。また、メタンは発電に利用できることから、食品廃棄物等が大量に発生する地域でありながら、肥料や飼料の消費地からは遠いことが多い都市部においても需要があり、地域性に左右されない再生利用の受け皿として有効である。このため、発酵廃液等の肥料化等効果的・効率的に処理残さ対策を講じつつ、一層の取組を促進していく必要がある。

今後、食品循環資源の再生利用を一層促進するためには、技術進歩等に応じた手法の多様化を図っていく必要がある。このため、国は、製品の品質を確保できる技術が確立され、一定の需要が確実に見込まれ、不適正な処理がなされるおそれが少ない等の一定の条件に適合する場合には、新たな再生利用の手法を追加していくこととする。

なお、これら食品循環資源の再生利用を行うに当たっては、特定肥飼料等の品質及び安全性の確保が不可欠である。このため、国及び地方公共団体は、肥料取締法（昭和二十五年法律第

百二十七号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。)等関係法令の適正な運用を行うものとする。特に、飼料化に際しては、国において、飼料安全法に基づく遵守事項を整理した、食品残さ等利用飼料における安全性確保のためのガイドラインが定められていることから、この内容を踏まえた再生利用に取り組むことが求められている。当該ガイドラインに記載されている内容は、製品の品質を確保する観点から、肥料化等他の再生利用の手法にも十分通用するものであることから、これが広く活用されることが望ましい。

食品循環資源は、腐敗しやすいという特性を有することから、再生利用の実施に当たっては、生活環境の保全上の支障が生じないよう悪臭、水質の汚濁その他の公害の防止に関する関係法令も遵守しなければならない。

ハ 熱回収

第三に、食品循環資源の再生利用を実施することができない場合であっても、食品に係る資源の有効な利用を図ることが重要である。

このため、バイオマスである食品循環資源のエネルギー利用は、二酸化炭素の増加を招かず地球温暖化の防止に寄与するものであることを踏まえ、平成十九年度の法の改正において、再生利用施設の立地状況又は受入状況上の問題から再生利用が困難な食品循環資源については、

メタン化等と同等以上の効率でエネルギーを利用できる場合に限り、食品循環資源の焼却によって得られる熱を熱のまま又は電気に変換して利用する熱回収を行うことを再生利用等の一環として位置付けることとしたところである。このため、食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二条第六項の基準を定める省令（平成十九年農林水産省・環境省令第五号）及び判断基準省令を遵守しつつ、その適正な活用を図るものとする。

二 減量

第四に、再生利用及び熱回収ができない食品廃棄物等については、腐敗しやすいという特性にかんがみ、食品関連事業者が自ら、脱水、乾燥、発酵又は炭化を実施することにより、廃棄処分される食品廃棄物等の重量を減少させるとともに、その後の廃棄処分を容易にし、生活環境の保全を図ることが必要である。

なお、食品廃棄物等の減量を行う場合には、減量装置等の排水の適正処理、臭気の漏れの防止等生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

食品循環資源の再生利用等を実施すべき量は、実施率で計算するものとし、平成二十四年度までに、食品製造業にあつては全体で八十五パーセント、食品卸売業にあつては全体で七十パーセント、食品小売業にあつては全体で四十五パーセント、外食産業にあつては全体で四十パーセントに向

上させることを目標とする。また、この業種別の実施率の目標を達成するために、各々の食品関連事業者に適用される実施率の目標を判断基準省令で定めたところである。

なお、ここで示す業種別の実施率の目標は、その業種に属する各々の食品関連事業者が実施すべき実施率の目標ではなく、各々の食品関連事業者が、判断基準省令に従い食品循環資源の再生利用等に計画的に取り組むことにより、その業種全体で達成されることが見込まれる目標である。

この目標は、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標の達成に向け、食品循環資源の再生利用等を促進していくため、次のような措置を講ずるものとする。

1 食品関連事業者に対する指導監督の強化

イ 定期報告制度の運用

国は、食品廃棄物等多量発生事業者から報告された食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関するデータを、業種・業態ごとに整理し、公表すること等を通じて、食品循環資源の再生利用等の取組に関する食品関連事業者の意識の向上とその取組の促進を図るものとする。

具体的には、食品廃棄物等の発生量を、これと密接な関係をもつ売上高、製造数量等で除し

て得られる単位当たりの発生量（以下「発生原単位」という。）が、業種・業態の中で最も低い食品関連事業者及び実施率が業種・業態の中で最も高い食品関連事業者の名称と取組内容、発生原単位及び実施率の業種・業態の平均値とその分布を公表する。これにより、各食品関連事業者が同一の業種・業態における平均的な水準と自らの水準とを比較・評価し、優れた取組を参考にすることを可能とすることにより、その取組の促進を図るものとする。

また、定期報告した内容の公表に同意する食品関連事業者の事業者名、発生原単位及び実施率の一覧を国において公表することにより、食品関連事業者の積極的な取組・努力に対する消費者の理解の醸成を図るものとする。

ロ フランチャイズチェーン等における取組

法第九条第二項に規定する食品関連事業者が、本部事業者として経営するフランチャイズチェーンについては、本部事業者に対し加盟者の取組も含めて定期報告を求めることとしていることにかんがみ、フランチャイズチェーン全体の取組が遅れている場合には、国は、当該本部事業者に対して指導、勧告等を行うこととする。

また、法第九条第二項に規定する食品関連事業者に該当しないフランチャイズチェーンやボランティアチェーン等においては、本部事業者が加盟者における食品循環資源の再生利用等の推進を要請等することにより、また、加盟者においては、本部事業者が実施する食品循環資源

の再生利用等の促進のための措置に協力することにより、チェーン全体での取組を促進するよう努めるものとする。

ハ 食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者の取組

食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者についても、判断基準省令に即した取組が求められているところであるが、これらは中小規模の食品関連事業者が多いことから、他の食品関連事業者と連携し、食品循環資源の収集運搬や再生利用の委託先を共通にすることで収集運搬等の効率を高め、食品循環資源の再生利用等の費用の削減に努めることが有効であり、このような取組の検討が必要である。

国は、これらの食品関連事業者に対しても判断基準省令第十五条第一項に基づき一定の記録を求めているところであり、各地方農政事務所等の調査・点検を通じて、その食品循環資源の再生利用等の状況を把握し、指導及び助言を行うとともに、必要に応じて地方公共団体とも連携してその取組の促進を図るものとする。

2 登録再生利用事業者の育成・確保とその適正な処理の推進

登録再生利用事業者の数は、平成十八年度末時点で百六事業場となり、法の制定以降着実に増加しつつあるが、登録再生利用事業者が存在しない県もあることから、国は、特にこうした県を中心に事業者に対する登録再生利用事業者制度の普及啓発を重点的に行うものとする。

また、登録再生利用事業者の増加に伴い、不適正な処理を行う登録再生利用事業者も見られることから、法に基づく報告徴収や立入検査を通じて、その適正な処理を確保していくものとする。さらに、国及び地方公共団体は、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用を第三者に委託し、又は譲渡する場合に、その委託又は譲渡先の選定を容易にするため、地域における登録再生利用事業者に関する情報の提供を充実させていくものとする。

3 食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携の確保

食品循環資源の再生利用を促進していくためには、食品循環資源の発生者である食品関連事業者、これらの食品循環資源について再生利用を実施する再生利用事業者、製造された特定肥飼料等を利用する農林漁業者等の三者が連携し、計画的な再生利用を実施することが重要である。

平成十九年度の法の改正により、再生利用事業計画の認定を受けた場合には、当該計画に位置づけられた一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者について廃棄物処理法に基づく市町村の許可が不要となることとされたことから、食品関連事業者においては、食品循環資源を広域的に収集し、低コストで効率的な再生利用の取組を行うことが可能となった。

このため、複数の市町村で広域的に事業を展開する食品小売業や外食産業においては、食品循環資源の再生利用を行うに当たり、再生利用事業計画の認定制度の積極的な活用を図るものとする。

また、消費者はこれらの三者の連携に対する理解を深め、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等の購入を通じて、三者による食品循環資源の再生利用の取組を促進するよう努めるものとする。

さらに、国は、再生利用事業計画の認定制度の活用を促進するため、これら三者に対し、制度の詳細や事業の優良事例に関する情報提供を充実させるとともに、食品廃棄物等の組成・成分や発生原単位等を調査し、得られる再生利用製品やエネルギーの量の予測を可能とするデータベースを構築し、その活用を進めるものとする。

再生利用事業計画の認定に当たっては、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等を食品関連事業者が一定量以上引取ることが条件となるため、国は、このような取組のうち優良な取組について表彰・認証・公表を行うとともに、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等を識別するマークの在り方を検討するものとする。

なお、このような新たな再生利用事業計画の認定制度が社会の信頼を得て、普及、定着するためには、廃棄物処理法の特例を悪用した不適正な処理が起らないよう万全を期す必要があることから、国は、再生利用事業計画の認定時の審査を適確に実施することとする。また、認定後は、関係する地方公共団体と連携・協力して、食品循環資源の収集運搬を実施する者を始め、再生利用事業計画の実施に携わる者を適切に監視し、再生利用事業の適正な実施を確保するものとする。

る。

4 研究開発の推進

食品循環資源の再生利用等を一層促進していくためには、経済性及び効率性に優れた技術の開発及び普及が必要不可欠である。

このため、これまでに開発した食品循環資源を肥料及び飼料等に再生利用する技術の普及に努めるほか、広く食品関連事業者が取り組みやすい食品循環資源の再生利用の用途は限られていることを踏まえ、効率的にバイオ燃料を製造する技術や熱・電力へ高効率に転換するエネルギー回収技術、バイオプラスチックなどを効率的に製造するマテリアルリサイクル技術の開発や再生利用をさらに促進するために必要な新たな食品循環資源の再生利用等の手法の開発及び普及を促進していく必要がある。

また、再生利用製品の安定的かつ確実な利用を図るためには、地域特性を踏まえた食品循環資源の再生利用等を実施していく必要があることから、地域の物質収支（マテリアルバランス）を考慮しつつ、原料確保から利用・廃棄物としての処分に至るまでの総合的な資源循環システムを設計・構築する技術や実用化するための要素技術の開発及び普及を促進するとともに、構築したシステムの地域社会経済への貢献度を評価する手法を確立していく必要がある。

さらに、様々な状況の中で最適な食品循環資源の再生利用等の手法を選択していく観点から、

農林水産物等の生産から食品廃棄物等の廃棄に至るまでの全段階における環境への負荷の評価（ライフ・サイクル・アセスメント）の手法について、調査や研究開発を促進していく必要がある。

5 施設整備の促進

食品循環資源の再生利用等を促進するためには、再生利用施設の整備を推進し、我が国における再生利用可能量を向上させていくことが重要である。再生利用施設の整備の推進に当たっては、再生利用に係るコスト負担が重く、取組が低迷する傾向にある中小・零細規模の食品関連事業者の取組を促進するため、PFI事業を含め、市町村が設置する一般廃棄物処理施設でのメタン化、肥料化等の再生利用等を推進することも選択肢と考えられることから、地域の実情に応じた意欲的な取組を行う市町村に対しては、資源の循環利用やバイオマスの有効活用の観点から、家庭の生ごみも含めた再生利用やエネルギー利用施設の整備に対する支援を行っていく必要がある。

また、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等を食品関連事業者が引き取る計画的な再生利用の受け皿となる優良な施設の整備が図られるよう支援を行っていく必要がある。

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

食品循環資源の再生利用等の促進のためには、食品廃棄物等の発生の抑制をはじめとする広範な国民の協力が必要であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとして

の食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識について、広く国民への普及啓発を図ることが必要である。

具体的には、国及び地方公共団体は、様々な情報伝達、環境教育・環境学習や広報活動、消費者団体との連携等を通じて、食品廃棄物等の発生状況、食品関連事業者の優良な食品循環資源の再生利用等の取組、賞味期限や消費期限を含めた食品表示に関する正しい理解を促すものとする。

さらに、食品循環資源の再生利用等に積極的な食品関連事業者の提供する農畜水産物や食品又は当該事業者の店舗の積極的な利用、必要量以上の食品を購入・注文しない消費行動への変革、食品廃棄物等をなるべく出さない調理方法や献立の普及、食品循環資源の再生利用等を円滑に実施するための適切な分別等に関する知識の普及及び「もったいない」という意識の普及・醸成を図るものとする。

また、このような意識の普及・醸成を図る上で、食品循環資源の再生利用等に関する体験活動を推進することの重要性が近年高まっていることにかんがみ、学校における食育の一環として、学校給食等から排出される食品循環資源を肥料等に活用するなどの取組も進められており、このような取組を通じて、子どもの食品循環資源の再生利用等に対する理解が一層促進されるよう努めるものとする。

さらに、食品関連事業者は、自らの食品循環資源の再生利用等の取組を、自社のホームページや

環境報告書、店頭での掲示等を通じて積極的に情報提供していくものとする。

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

家庭や事業場において、炊事場の流しの排水口に設けられ、生ごみの粉碎処理に使用されるディスポーザーは、市町村のごみの収集に合わせ、一定の日時・場所に生ごみを持ち寄るといった行為から住民を解放するという利便性を有する一方、生ごみを廃棄物の処理から下水処理に移行することによって、資源として飼料や肥料に再生利用することを困難にするものであることから、その設置等について、多角的に検討し、評価する必要がある。